

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成31年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 37,059千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 723,214千円

(単位：千円)

事業名		平成31年度予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社	社会福祉関係経費	380,130	148,817	12,783	0	12,327	10,759	195,444
險	社会保険関係経費	274,213	6,963	38,315	0	0	21,196	207,739
保	保健衛生関係経費	68,871	226	6,940	6,500	80	5,104	50,021
合	計	723,214	156,006	58,038	6,500	12,407	37,059	453,204

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分) は、地方消費税交付金の平成31年度当初予算額の17分の7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。